

全 国 一 般 長野地方労組情報

アルピコ自動車学校分会 闘争情報（その5）

5月7日の春闘団体交渉において賃上げの再回答を求めましたが、「賃金据え置き、一時金暫定2ヶ月、解決金一律5万円」と前回と同様の回答をしてきました。特別慰労金を解決金に名前を変えただけで、何ら私たちの苦労やガマンに報いようとしません。賃上げをすると、違約金が発生するのでしょうか。勝英が良い会社ならば、賃上げをしても問題はないはずです。

15日、第5回目の春闘の団体交渉を行い、この中でも会社分割に対する抗議をしましたが「勝英は複数経営しているから良い」と以前と同じことを繰り返し、撤回しようとしません。また、本題の春闘においても前回と同様の回答でした。賃上げができない理由を質すと、「先のことに影響が出ることは約束できない」「契約したから賃上げできない」という回答でした。続いてこの日、労働協約の改定を要求しました。そして、街宣車行動を再開しました。

翌16日、共闘会議が開かれ各校の状況の確認や、非組合員対策、組合員は会社の説明会に欠席する、当面の闘争などについて意思疎通を図りました。

18日、春闘の団体交渉を行いました。会社側は相変



専務宅近くでの街宣

2012年度No. 12

2012年6月6日

全国一般長野地方労働組合
長野市県町532-3県労働会館内
Tel 026-235-3218・Fax 026-235-3307

わらず同じ回答を繰り返し、この日も時間制限を設け、団体交渉から逃げているように見受けられます。また「労働協約は現状のまま引き継ぐ」との回答でしたが、労働協約の改定は譲渡問題以前から要求してきました。譲渡、分割に関わらず協約の確認を先に組合にすべきである、と抗議しました。

5月24日の春闘の団体交渉の中でも組合との協議が始まっていないうちに個人あて郵送は認められない、会社の説明会は既成事実を作る行為である、会社の説明で理解している人がどれだけいるのか、と質しました。「多くの人に理解してもらったと解釈している」との会社の回答でした。

労働協約の改定についても回答を求めましたが、「労働協約は勝英と協議中」「全てに目を通していない」との回答に要求を出して10日近く過ぎているのに、あまりにも組合をバカにしている、現場を知らなすぎる、と抗議しました。

30日、不本意ではありましたが第1回目の労働契約承継法7条の協議を行いました。会社は「4月10日に説明した」組合は今回が第1回目、とそれぞれ主張し、7条協議の開始時期については平行線を辿りました。また、会社側代理人弁護士は「組合の交渉員に知識があって、質問すれば事前協議」「抗議も協議」と乱暴な回答をしました。そして毎回のことですが時間制限を設けるため、やはりこれも既成事実を作るためではないか、と猛烈に抗議しました。

今後も、私たちの組織を上げた闘いにご理解を賜りますとともに、絶大なるご支援、ご協力を賜りますよう、心よりここにお願い申し上げます。



5/30 団体交渉